平成２９年（フ）第７８号
神奈川県伊勢原市上平間233番地の１　ウイングヴィラＢ－５号、前住所神奈川県伊勢原市桜台５丁目23番44号　グレイスハイムＡ101号
債務者　杉浦　　忍
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１４４号
神奈川県平塚市徳延364番地の２
債務者　小笠原文子（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３０号
東京都府中市緑町３丁目28番地の６　ＦＪ１－201
債務者　野崎　晃子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２２０号
東京都多摩市豊ヶ丘４丁目２番地３－901
債務者　五十嵐　準
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２４８号
東京都町田市金井町2057番地12
債務者　網　　弘子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３２号
静岡県浜松市中区佐鳴台２丁目20番28号　サンシャイン丸松102
債務者　サンタンデル　エジミルソンこと　サンタンデル　エジミルソン　アパレシド
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
静岡県浜松市中区佐鳴台２丁目20番28号　サンシャイン丸松102
債務者　ヤナイ　ミドリこと　ヤナイ　サンタンデル　ジュリアナ　ミドリ
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
長崎県雲仙市小浜町北野373番地　シルバータウン小浜
債務者　鶴ケ崎秀富
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午前10時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第１９４２号
東京都練馬区豊玉北２丁目６－18－106
債務者　福本　祐哲
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４８号
東京都青梅市東青梅５丁目22番地の57
債務者　青柳　沙樹
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０１号
静岡市清水区八木間町30番地の２
債務者　米澤　実加
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月５日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２１号
神奈川県海老名市中野３丁目12番27－201号
債務者　森英二こと　モリ　ミルトン　エイジ
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３６６号
横浜市中区山元町１丁目41番地
債務者　松本智恵子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４２６号
横浜市港南区日野南２丁目20番25－604号
債務者　金子　聡子（旧姓桑山）
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７４号
横浜市泉区和泉中央南１丁目28番６号　Ｔ・Ｏハイツ203号
債務者　代田　慶子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２６号
横浜市中区寿町４丁目13番地１
債務者　内澤　秋博
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部